

審 査 基 準

平成 2 1 年 2 月 1 8 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 9 4 条第 2 項
処 分 の 概 要：免許証の再交付
原権者（委任先）： 山口県公安委員会（仮免許証の再交付については、山口県警察本部長）
法 令 の 定 め： ・ 道路交通法施行規則第 2 1 条（免許証の再交付の申請の手続き）
審 査 基 準： 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間： 再交付の申請が、亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した運転免許証を交付した山口県公安委員会に対して行われた場合にあっては、 運転免許課申請の場合 ~ 1 日 警察署申請の場合 ~ 1 4 日
申 請 先： 山口県公安委員会（申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課又は、住所地を管轄する警察署の窓口に提出してください。）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部交通部部運転免許課（電話083-973-2900）
備 考：